| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） |
| 第１　教育施策に係る監査の結果及び意見 |
| １　学校評価 |
| 【監査の結果１】学校経営計画及び学校評価、学校運営協議会議事録の公表の徹底【教育庁】 | 大阪府は、各府立学校に対し、学校経営計画及び学校評価及び学校運営協議会議事録の各府立学校のホームページ上への公表を徹底させるべきである。 | 各府立学校に対し、令和３年７月に通知を行い、学校経営計画及び学校評価、学校運営協議会議事録のホームページ上への公表を確認した。今後も、適切な公表を徹底させる。 | 措置 |
| 【監査の結果２】学校運営協議会の年３回の開催の徹底【教育庁】 | 大阪府は、各府立学校に対し、学校運営協議会を大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱第15条第１項に定められているとおり年３回開催することを徹底させるべきである。 | 令和２年度は、学校運営協議会を２回しか開催しなかった学校が１校あったが、あらためて年３回の開催を徹底し、令和３年度は、すべての府立学校において学校運営協議会が年３回以上開催された。 | 措置 |
| 第４　入札・契約事務に係る監査の結果及び意見 |
| ２　入札・契約事務に係る全般的事項 |
| 【監査の結果９】契約関係書類の保管方法に関する規則等の周知及び徹底【教育庁】 | 大阪府は、教育庁の所管する大阪府立図書館情報システム運用管理業務、大阪府立図書館管理運営業務、SNSを活用した相談体制の構築事業における相談業務、大阪府立中央図書館ESCO事業、大阪府立寝屋川高等学校外４校経年埋設内管改修工事に係る契約関係書類の保管方法について、行政文書管理規則等が定める内容を周知し、これに従った運用を徹底すべきである。 | 大阪府立図書館情報システム運用管理業務、大阪府立図書館管理運営業務及び大阪府立中央図書館ESCO事業に係る契約関係書類の保管方法について、契約業務担当者が行政文書管理規則等を再確認した上で、中央図書館所属職員に対し、メールにより行政文書管理規則等が定める内容を周知し、これに従った運用の徹底を図った。今後は、職員対象の会計事務研修や会計事務理解度チェック、コンプライアンス点検等の機会を捉え、出納員・会計員から全ての職員に対して各種規程に基づく適切な事務処理の徹底を働きかける。SNSを活用した相談体制の構築事業における相談業務については、教育センターにおいて、教育センター総務課長から各室長あてに「契約関係書類の保管に関する留意事項について」の文書を通知し、契約関係書類の保管方法について周知を行った。今後は、教育センターにおいて締結する契約関係書類については、総務課において保管するよう運用していく。大阪府立寝屋川高等学校外４校経年埋設内管改修工事については、事業を担当している施設財務課施設管理グループにおいてグループ会議により口頭で周知を行った。今後は、事後に意思決定の経緯・過程並びに事務及び事業の実績を検証できるように、事業担当者ごとに保存していたものを、行政文書管理規則に基づき、事務及び事業の案件ごとに同一の簿冊に保存することとする。 | 措置 |
| ８　府立学校（第四学区）警備業務 その１ |
| 【監査の結果13】暴力団排除に関する誓約書の日付の記載【教育庁】 | 大阪府は、府立学校（第四学区）警備業務 その１について、暴力団排除に関する誓約書に日付を記載させるべきである。 | 府立学校（第四学区）警備業務 その１について、令和３年度入札時に日付の記載された暴力団排除に関する誓約書を徴収した。なお、指摘のあった平成27年８月１日から令和３年７月31日までの契約に係る入札時の暴力団排除に関する誓約書について、事業者に空欄となっていた日付を記載させた。 | 措置 |
| 【監査の結果14】業務実施計画書の提出義務について適用除外とする場合の明示【教育庁】 | 大阪府は、府立学校（第四学区）警備業務 その１について、業務実施計画書の提出義務を適用除外とする場合には、契約書等で明示すべきである。 | 府立学校（第四学区）警備業務 その１について、令和３年８月１日からの契約では、契約書に適用除外であることを明示した。 | 措置 |
| ９　大阪府立農芸高等学校水禽舎新築その他工事設計業務 |
| 【監査の結果15】随意契約一覧表の契約金額の記載誤り等【教育庁】 | 大阪府は、大阪府立農芸高等学校水禽舎新築その他工事設計業務について、「令和２年度　随意契約結果一覧表【委託料・役務費・使用料及び賃借料】」に記載している契約金額を訂正すべきである。 | 大阪府立農芸高等学校水禽舎新築その他工事設計業務について、「令和２年度　随意契約結果一覧表【委託料・役務費・使用料及び賃借料】」の契約金額を訂正した。今後は、予算科目ごとの分割した金額ではなく、契約金額全額をまとめて記載することとする。 | 措置 |
| 第６　教育機関に係る監査の結果及び意見 |
| ４　大阪府立漕艇センター |
| 【監査の結果18】還付に関する規定の改善【教育庁】 | 漕艇センターの指定管理者は、利用料金の還付に関して、大阪府立漕艇センター条例及び同施行規則に従った運用に改善すべきである。 | 大阪府立漕艇センター条例施行規則第11条の規定に従い、指定管理者が定める料金の還付・減免関係規定を変更し、令和４年５月１日から適用した。 | 措置 |
| ５　大阪府立弥生文化博物館 |
| 【監査の結果19】指定管理者を公募しない場合の判断根拠の明確化【教育庁】 | 大阪府は、弥生文化博物館の指定管理者につき、公募せずに非公募とする場合には、その判断根拠を明確にして必要な決裁手続を経るべきである。 | 今後、弥生文化博物館の指定管理者の募集に当たって、公募によらず指定管理者を選定する場合、起案の際に判断根拠を確認できる文書を添付の上で決裁手続を行うよう、所管課の会議において資料の配布及び説明を行い、引継ぎを徹底した。 | 措置 |
| 第７　外郭団体に係る監査の結果及び意見 |
| １　公益財団法人大阪府文化財センター |
| 【監査の結果20】成果測定指標の実績値の集計誤り【教育庁】 | 文化財センターの最重点目標の成果測定指標とする発掘調査の現地公開・セミナー等の参加者数の集計に、平成30年度において、4,156人の漏れがあった。法人の経営状況を評価し、府民に公開するための重要な指標であり、また、翌年度以降の目標値の設定にも影響を与えるものであることから、正確な集計が必要である。 | 文化財センターにおいて、令和４年４月に公表した次期中期経営計画では、修正後の数値を正式な集計結果として記載した。今後、成果測定数値の集計については、各事業所並びに事務局において複数名によるチェックを行うことにより、記載誤りがないよう努める。 | 措置 |